

日常生活支援総合事業
(第一号訪問事業)

重要事項説明書

株式会社 益水
あけぼの訪問介護事業所

重要事項説明書

(令和4年9月1日 現在)

1. 当事業所の概要

(1) 提供するサービスの種類と地域

事業所名	あけぼの訪問介護事業所
所在地	〒731-1515 広島県山県郡北広島町壬生 915 番地 4
電話番号	0826-72-8122
FAX 番号	0826-72-8078
事業所番号	3473500720
サービスを提供する地域	山県郡北広島町 広島市(安佐北区) 安芸高田市 島根県邑智郡邑南町

(2) 当事業所の職員体制

職名	人員	業務内容
管理者	1名(常勤)	事業所の従事者及び業務の管理
サービス提供責任者	4名以上 (うち1名は管理者と兼務)	事業所に対する利用申し込みに係る調整、訪問介護員等に対する研修・技術指導、第一号訪問サービス計画の作成
訪問介護員	10名以上(常勤換算) うち1名以上はサービス提供責任者と兼務	入浴・排泄・食事等の生活全般にわたる援助

(3) サービスの提供時間

営業日 年中無休
営業時間 24時間

2. 事業の目的と運営方針

(1) 運営方針・目的

- ① 居宅において総合事業対象にある高齢者に対し、適切な第一号訪問事業を提供することを目的とします。
- ② 総合事業対象者の心身の特性を踏まえて、状態の維持・改善を図り、又は要介護状態になることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる支援を行います。
- ③ 事業の実施にあたっては、関係市町、地域の保健、医療、福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。

3. サービス内容

事業者は、「身体介護」、「生活援助」の提供を行います。

- (1) 身体介護
- (2) 生活援助

4. 利用料金、その他の費用

- (1) 日常生活支援総合事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣の定める基準によるものとします。別添、利用料金説明書に定める金額をお支払いください。
- (2) 訪問介護員等のキャンセル料はいただきませんが、派遣の都合がありますので、キャンセルをする場合には至急ご連絡ください。
- (3) その他
 - ① 利用者の住居において、サービスを提供するために必要な電気、ガス、水道等の費用は利用者負担となります。
 - ② 通常の事業の実施地域外の地域の居宅を訪問して行う日常生活支援総合事業に要した交通費は、その実費を徴収します。但し、自動車を使用した場合は、別添、利用料金説明書に定める額を徴収します。
 - ③ 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者（家族、代理人）に対して事前に文章で説明した上で、支払いに同意する旨の文章に署名押印を受けることとします。
 - ④ 預かり金の管理を希望された場合、別添「預かり金規定」に従い、管理を行います。別添、利用料金説明書に定める額を徴収します。
 - ⑤ 料金のお支払い方法
毎月10日に前月利用分の請求書を送付しますので、月末までにお支払ください。
支払方法は、銀行等での払込又は口座振替、窓口でのお支払いとなります。

5. サービスの利用方法

(1) サービスの利用方法

第一号訪問サービス計画・支援計画（以下、第一号訪問サービス計画等という。）の作成を依頼している地域包括支援センター、介護支援専門員（ケアマネジャー）等にご相談の上、お申込み下さい。当事業所では、サービス提供の依頼を受けた後、担当職員が自宅を訪問し、契約の締結を行います。サービス計画等に沿って、第一号訪問サービス計画書を作成します。作成後、利用者（家族、代理人）に説明、同意、交付後にサービスの提供を開始いたします。

(2) サービスの終了

① 利用者の都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の1週間前までに文書でお申し出ください。

② 当事業所の都合でサービスを終了する場合

やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合があります。

その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知いたします。

(3) 自動終了

以下の場合には、双方の通知がなくても自動的にサービスを終了いたします。

- ① 利用者の日常生活支援事業認定区分が、自立と認定された場合
- ③ 利用者が亡くなられた場合及び被保険者資格を喪失した場合

(4) その他

- ・当事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、又は利用者やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、利用者は文書で解約を通知することにより、すぐにサービスを終了することができます。
- ・利用者がサービス利用料金に支払を正当な理由なく3ヶ月以上遅延し、料金を催告したにもかかわらず1ヶ月以内に支払わない場合、又は利用者やご家族の方などが当事業所や当事業所のサービス従業員に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は、当事業所は文書で通知することにより、ただちに契約を解除することができます。
- ・鍵の保管について
利用者宅の鍵の保管については、利用者宅に取り付ける専用のキーボックスにて保管するか、もしくは事業所にて預かるものとします。なお、事業所にて預かる場合は、鍵の番号等を記載した預かり書を発行し責任をもって保管しなければなりません。万が一、紛失・破損等した場合にはすみやかに鍵の取替え等必要な対処を講じるものとします。
- ・個人情報の取り扱いについて
個人情報の取り扱いについて、個人情報保護法「医療・介護事業所における情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」（厚生労働省）を遵守し、適切に行います。

6. 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容態の変化等があった場合は事前の打ち合わせに従い、主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業所等へ連絡します。

緊急時のご連絡先	氏名	
	連絡先	
医療機関等	主治医氏名	
	連絡先	
居宅介護支援事業所等	介護支援専門員等	
	連絡先	

7. 虐待防止に関する事項

①当事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため、次の措置を講ずるものとする。

- ・虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- ・利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- ・その他虐待防止のために必要な措置

②サービス提供中に当該事業所従業員又は擁護者（利用者の家族等利用者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

8. サービス内容に関する事故・苦情処理の体制

- ①援助中に利用者に転倒・打撲・創傷等の急変・骨折等の事故及び苦情においては、速やかに誠意を持って問題解決にあたり、管理者に連絡及び必要な処置を行います。
- ②事故・苦情については、誠意を持って対応します。また、法人グループの医療安全管理委員会で更なる検討を行い、サービスの向上に努めます。
- ③本事業所で解決できない場合は、市町・国民健康保険連合会へ申し立てることができます。

あけぼの訪問介護事業所

住所 山県郡北広島町壬生 915 番地 4

電話 (0826) 72-8122

1、苦情解決責任者

代表取締役 砂田 智子

2、苦情受付責任者

管理者 福田 恭士

3、苦情受付担当者

訪問介護職員

国保連合会、市長の紹介

北広島町役場 福祉課 介護保険係

住所 山県郡北広島町有田 1234 番地

電話 0826-72-7352

広島県国民健康保険団体連合会

住所 広島市中区東白島町 19 番 49 号

電話 (082) 554-0783

個人情報同意書

私（利用者及びその家族）の個人情報については、次に記載するところにより使用することに同意します。

1. 使用する目的

当事業所が、居宅介護支援事業所・居宅サービス事業所・介護保険施設・及び市町村の実施する保健福祉サービス等と連携し、総合的に在宅生活を支援する為に必要な場合

2. 使用する会議

サービス担当者会議・事業所内外での事例検討・市町村への情報提供

3. 条件

- (1) 個人情報の提供は最小限とし、提供にあたっては関係者以外の者にもれることのないよう注意を払うこと
- (2) 個人情報を使用した会議、相手方、内容等を記録しておくこと
- (3) 利用者の求めがあればサービス提供記録は開示すること

当事業所は、重要事項説明書及び、別紙 1 に基づいて、日常生活支援総合事業のサービス内容及び重要事項の説明をしました

令和 年 月 日

介護保険事業者番号 3473500720

住 所 〒731-1515 広島県山県郡北広島町壬生 915 番地 4

事業所名 あけぼの訪問介護事業所

法人及び 株式会社 益水

代表者名 砂田 智子 印

説 明 者 あけぼの訪問介護事業所 訪問介護員

氏 名 _____ 印

私は、重要事項説明書及び、別紙 1 に基づいて、日常生活支援総合事業のサービス内容及び重要事項の説明と交付を受け同意します

令和 年 月 日

利用者 氏 名 _____ 印

身元引き受け人 または 氏 名 _____ 印
代理人（選任された場合）

家族代表 氏 名 _____ 印